

国際フォンド「改革」草案（「シャターリン草案」）

KK 資料集第5巻 912-925 頁

Специальный выпуск журнала <Обозреватель> <Конституции Российской Федерации (альтернативные проекты)>, 1993. №17-18.стр.107-114.

Независимая газета. 1993.11.марта.

KK 資料集 5巻 912-925 頁

ロシア連邦憲法（草案）

(前文)

われわれ、ロシア連邦の多民族からなる人民は、主権の担い手であり、国家権力の唯一の源泉であって、人の自由および権利を断固として承認し、自らとその子孫のためにロシアの平穏と繁栄を保障し、世界共同体の一員であることを自覚して、ロシア連邦憲法を制定し、これを我が国の基本法として宣言する。

第1章 法治国家の原則

第1条 ロシア連邦（РФ、ロシア）は、民主的な連邦ソビエト共和国である。

第2条 ロシア連邦憲法、法律および施行されている国際条約は、すべての他の規範的アクトにたいし最高の法的効力を有する。

第3条 ロシア連邦議会の法律およびロシア連邦大統領令は、市民においてもまた国家機関においても、同レベルの義務である。

第4条 人および市民の権利と自由のいかなる制限も、法律にもとづかず、かつ定められた手続に厳格にしたがうことなく国家によって適用されることはない。

② いかなる負担行為、税および手数料も、法律に基づく場合のほか、これを課せられることはない。

第5条 ロシア連邦の憲法体制は、立法権、執行権、司法（裁判）権の分立原則、ならびにロシア連邦とそれを構成する共和国、地方、州および管区の権限の区分に基づく。

第6条 ロシア連邦憲法に抵触するロシア連邦の法律およびその他の法的アクト、共和国、地方、州、自治州、自治管区の憲法および憲章（Хартия）は、法的効力を持たない。

第7条 ロシア連邦は、一般に承認された国際法の諸原則および諸規範を遵守し、全般的な公正な世界を維持する目的に抵触しない諸活動を行う国際組織およびその他の連合に参加する。

第2章 人および市民の権利

第 8 条 ロシア連邦のすべての市民は、生命、名誉、尊厳、人身の不可侵および安全に対する権利を含むところの自己に生まれながらにして帰属する自然的で奪われることのない権利および自由を有する。

② ロシア連邦においては、各人は以下の権利を有する。

- 1) 思想、言論の自由、意見および信条の表明
- 2) 良心の自由
- 3) プライヴァシーの秘密
- 4) 書簡、電話、電信およびその他の通信の秘密
- 5) 住居の不可侵
- 6) ロシア連邦の全領土内での所在地と居住地の移転および選択の自由、国外への自由な出国および障害なき帰国
- 7) 国家機関が管理する市民に直接に関係する情報の受領（アクセス）
- 8) 平和的かつ武器を携帯しないで集会を行い、大衆集会およびデモンストレーションを行うこと
- 9) 労働、企業活動、活動および職業選択の自由
- 10) 財産の占有、使用および処分

③ ロシア連邦憲法に列挙された人および市民の権利および自由（のカタログ）は、これいとどまるものではなく、かつ他の権利および自由を認めないことを意味するものではない。

第 9 条 人種、肌の色、民族、性、言語、社会的出自、社会的、財産的および役職上の地位、宗教に対する態度、社会団体（объединения）への参加あるいは不参加、居住地を理由としたロシア連邦市民の権利および自由を制限し、またはこれを差別する法律およびその他の法的アクトは、これを制定することができない。

② 人に民族的および宗教的帰属を明らかにすることを強制する法律またはその他の法的アクトは、これを制定することができない。

第 10 条 すべての人は法律と裁判のもとで平等である。

② 各人は、違法かつ因果関係のある健康、名誉および尊厳、ならびに財産に対する損害の賠償を求める権利を有する。

③ 各人は、権限ある独立かつ公平な裁判によって、自己の事件の審理を求める権利を有する。

④ 各人は、自己の権利および自由の実現および擁護のために法律的援助を受ける権利を保障される。

⑤ 何人も、自己自身、その配偶者、子および両親に反して証言する義務を負わない。

⑥ 何人も、その有罪が法律の定める手続で証明され、裁判所の判決の法的効力が確定するまでは、

無罪と推定される。

- ⑦ 何人も、同一の法違反行為に対する責任を再び追及されることはない。
- ⑧ 人の法律上の責任を定め、または強める法律は、遡及効をもたない。法律違反行為（違法行為）がなされた後にそれに対する責任が廃止または軽減された場合には、新しい法律が適用される。
- ⑨ 法律に違反して得られた証拠は、法的効力を有しない。
- ⑩ 受刑者は、特赦（減刑）を願い出る権利を有する。

第 1 1 条 ロシア連邦では、何人も、故意的に生命を奪われることではなく、死刑は、人に対する特に重大な犯罪に例外的に課せられる刑罰として定め、陪審裁判の判決によってのみこれを課すことができる。

- ② 勾留を含め、犯罪の遂行に対する自由の制限は、もっぱら裁判所の決定によってこれを行うことができる（許される）。
- ③ 何人も、拷問、虐待、その他の過酷で侮辱的な刑罰を受けることはない。
- ④ 法律が定めるところによる被験者のしかるべき表示および手続を踏まえた同意なしに、人に対する医学的、学術的、軍事的およびその他の実験を行うことは許されない。

第 1 2 条 各人が、人と市民の**権利**および自由の擁護に関する国家間の（国際的）機関に訴えることを制限する法律またはその他の法的アクトを制定することはできない。

第 1 3 条 人と社会の社会的および文化的発展の利益、エコロジー上の自然および合理的な天然資源利用に反する法律または法的アクトを制定することはできない。

- ② 国家は、社会的サービス、年金、社会保険、失業者、労働不能に対する補償保険およびその他の社会保証のシステムをとおして法律の定める最低生活費を保障し、最低賃金水準を定める。
- ③ 国家の政策は、人々の労働および健康の保護を保障しなければならない。
- ④ 国家は、住宅建設を奨励し、法律にしたがいこの権利を有する人の住居を保障する。
- ⑤ 国家は、社会的（公立）のまたは私立の、普通、世俗的で自由な就学前、中等普通、中等職業、普通教育のシステムの発展を保障する。

ロシア連邦の市民は、自己の資金で宗教教育施設（学校）を設置する権利を有する。

- ⑥ 国家は、芸術的技術的な創造、学術研究および教育の自由を促進する。

第 1 4 条 婚姻は、両性の自発的な同意と平等を原則とする。

- ② 子が成人になるまでの間、その子を扶養し養育する義務は、その親に課せられる。

第 1 5 条 私有、国有およびその他の形態の財産は、平等の法的保護を認められ、保証され、享受される。

- ② 土地に対する所有権の主体は、自然人および法人がともになりうる。

③ 財産の没収は、所有者の意思がある場合にかぎり、法律が定める例外の場合で裁判所の決定により、所有者への損害の完全な補償がある条件においてのみ、これを許される。

④ 相続権は、これを保証する。

⑤ 外国の法人および無国籍者の企業活動は、これを認める。

第16条 労働契約を制限する法律または法的アクトは、これを制定することはできない。

② ストライキ権はこれを認める。

第17条 ロシア連邦における選挙は、自由であり、普通、平等、直接の選挙権に基づき、秘密投票で行われる。

② 積極的選挙権は、投票日までに18歳に達するロシア連邦市民がこれを有する。

第18条 ロシア連邦においては、社会団体 (*Общественные объединения*) はこれを自由に組織し、活動することができる。この社会団体とは、政党、労働組合、民族文化的な団体、運動およびその他の組織である。ロシア連邦憲法は、その合法的な活動において国家の不干渉を保障する。

② ロシア連邦の憲法体制を強制的に変更し転覆しようとする、人種、民族、宗教、その他の敵意および憎悪、暴力および戦争を宣伝する社会団体の活動は、裁判所の決定によってこれを禁止することができる。

第19条 情報の自由は、これを保障する。検閲およびマスメディアの独占は、これを禁止する。

第20条 ロシア連邦においては、各人は、市民権 (国籍) を有する。ロシア連邦市民は、その取得の有無にかかわらず、平等である。

② ロシア連邦市民は、国籍またはそれを変更する権利を奪われることがない。

③ 市民は、18歳になるとその権利を全面的に独立して行使することができる。

④ ロシア連邦市民の国籍の取得、その自由な離脱、および二重国籍は、法律によってこれを規制する。

⑤ ロシア連邦は、自国市民にたいし、国外において保護および庇護を保障する。

⑥ ロシア連邦の構成主体は、ロシア連邦国籍を無効としない独自の国籍を定めることができる。

⑦ ロシア連邦は、国際法およびそれに基づいて制定された連邦法にしたがい、外国市民および無国籍者の避難権を与える。

⑧ 外国市民および無国籍者は、ロシア連邦において、法律、国際条約および国際協定に定める根拠、条件に基づき、その手続にしたがい、市民の権利を享受する。

第3章 立法権

第21条 ロシア連邦憲法によってロシア連邦の権限に帰属するすべての立法権限は、連邦会議と

人民院（衆議院）からなるロシア連邦議会のみがこれを行使する。

第 2 2 条 人民院は、連邦構成主体の住民により 3 年任期で法律の定める代表基準にしたがって選挙される 400 人の代議員から構成される。

② 人民院の代議員には、選挙の日までに 25 歳に達し当該選挙区に恒常に居住するすべての権利能力と行為能力のあるロシア連邦市民がなることができる。

③ 選挙区の区割りは、当該連邦構成主体の権力機関がこれを定める。

④ 人民院の代議員の選挙は、1 人区ごとに総体多数の多数決選挙システムに基づいて行われる。もっとも多数の得票をえた候補者が当選者とされる。

候補者の推薦手続および選挙運動の組織は、当該連邦構成主体の法律でこれを定める。

第 2 3 条 連邦会議の構成には、6 年の任期で選ばれるそれぞれの連邦構成主体ごとに 2 人の代議員が入る。

② 連邦会議の代議員には、当該連邦構成主体の領域内に恒常に居住し、選挙の日までに 30 歳に達したすべての権利能力と行為能力のあるロシア連邦市民なることができる。

② 連邦会議代議員の選挙は、人民院の代議員の選挙と同様の手続によって行われる。

④ 何人も、同時に議会の両院の代議員となることはできない。

第 2 4 条 議会の代議員は、当該院の許可なしに刑事責任を問われることはない。

② 代議員の活動は、選挙人のナカースによっては拘束されず、リコールされることもない。

③ 代議員は自己の活動につき報酬を受けとり、その他の有償の職に従事し、企業活動に参加することはできない。

④ 代議員マンダート（委任状、代議員証）の適法性の問題は、該当する院がこれを解決する。

第 2 5 条 議会の各院は、その議長および副議長を選び、法案、決定および決議の採択手続を定める議事規則を制定する。

第 2 6 条 議会の両院は平等である。法案は、同一のテキストが議会の両院によって承認された場合に採択されたものとみなされる。

② 見解が異なる場合には、対等原則により協議委員会が設置され、この協議委員会の決定は、議会において審議なしで投票に付される。協議委員会が妥協的な決定を採択できない場合には、その法案は却下されたものとみなされる。

③ 未完の法案は、次の会期に持ち越すことはできない。

④ 両院によって承認された法案は、各院の議長が署名し、ロシア連邦大統領に送致される。

第 2 7 条 会議の開会のための定足数は、該当する院の代議員総数の 3 分の 1 である。決定採択のための定足数は、該当する院の代議員総数の絶対多数である。各院のすべての決定は、ロシア連

邦憲法の改正をのぞき、出席し投票した代議員の絶対多数で採択される。

第 2 8 条 立法発議権は、議会の両院の代議員、ロシア連邦大統領に帰属する。

法案は、人民院においても連邦会議においても審議される。

- ② ロシア連邦大統領は、議会の両院に付された法案につき審議および修正なしにただちに議決するよう求めることができる。

第 2 9 条 議会は、定例会に招集され、1年に8ヶ月以上活動する。

- ② 議会の臨時会は、大統領または各院のいずれかの代議員の3分の1の提案により、この提案のあったときから10日以内にこれを招集することができる。

第 3 0 条 法律の制定以外に、宣戦布告、予算承認、執行権力機関の活動に対する監督、ロシア連邦の国際条約の批准および破棄通告が議会の権限に含まれる。

第 3 1 条 ロシア連邦の大統領、副大統領、憲法裁判所、最高裁判所および最高仲裁裁判所の裁判官は、弾劾裁判所に訴追することができる。弾劾の提起の根拠となるのは、重大な刑事犯罪の遂行または宣誓違反である。

- ② 起訴（弾劾の提起）は人民院によってなされ、代議員の多数によって承認された有罪決定（有責判断）は、連邦会議に送致され、ここで事件の事実を検討する。連邦会議が、その構成員の3分の2の多数で有罪評決を行った場合、ロシア連邦の大統領、副大統領、憲法裁判所、最高裁判所および最高仲裁裁判所の裁判官は、直ちに辞職する。

第 4 章 執行権

第 3 2 条 執行権は、絶対多数の多数決選挙システムに基づき直接選挙で選ばれるロシア連邦大統領が行使する。

- ② 最初の選挙においてロシア連邦大統領候補者の誰も投票総数の絶対多数を得られなかった場合には、2週間後に第2回目の投票が行われ、投票用紙には第1回目の投票の得票数で上位の2人の候補者の名前が記載される。

③ 大統領とともに副大統領が選挙され、その候補者は大統領（候補者）がこれを指名する。大統領および副大統領は、同じ連邦構成主体の居住者であることはできない。

④ ロシア連邦の大統領および副大統領は、選挙の日までに35歳に達し、完全な法的能力および行為能力を有するすべてのロシア連邦市民が選挙されうる。

⑤ ロシア連邦大統領は、6年任期で選ばれ、1回かぎりこれを再選することができる。

⑥ ロシア連邦の大統領および副大統領の選挙および就任の手続は、ロシア連邦の法律によってこれを定める。

第33条 就任にあたり、ロシア連邦大統領は、次のような宣誓を行う。

「ロシア連邦大統領の権限の行使にあたり、ロシア連邦の憲法および法律を遵守し、ロシアの主権を擁護し、人と市民の権利および自由、ロシア連邦の諸民族の権利を尊重し擁護し、人民によって私に委ねられた（課せられた）義務を誠実に履行することを宣誓する。」

第34条 ロシア連邦大統領は、国家元首にして政府の長である。

② 大統領は、国家元首として国際関係においてロシア連邦の最高代表者の権利を有し、国際的交渉を行い、連邦会議によって批准された後に発効する国際条約および協定に署名し、任命された外交代表の信任状および召喚状を受け取り、ロシア連邦軍の最高司令官であり、国の内外情勢につき議会に教書を提出し、議会にたいしロシア連邦予算案を提案し、特赦、刑の軽減および変更を行う権利を有し、国家勅章を授与し、非常事態宣言を行い、自らの権限に関する問題につき大統領令および処分（決定）を公布する。

第35条 議会によって承認された法案は、法律となり、14日以内に大統領の署名の後に施行される。大統領の署名がない法案も、14日経過した後には法律となる。

② 大統領は、法案全体またはその個々の規定に関し自己の教書により異議または批評を付して、再審議のために法案を議会に差し戻すことができる。議会の両院によって出席し投票した代議員の3分も2の多数によってふたたび承認された場合には、法案の最初のテキストが法律となる。

第36条 政府の首班として、ロシア連邦大統領は、憲法、法律および国際条約を国の全領域において遵守する。

- ② ロシア連邦大統領は、内閣を統括し、その活動を指導する。
- ③ 政府のメンバーは、ロシア連邦大統領が連邦会議の同意を得てこれを任命する。
- ④ 省のリストおよびその権限は法律によってこれを定める。
- ⑤ 大統領による内閣メンバーの罷免は、連邦会議の同意を必要としない。

第37条 内閣の会議は、大統領がこれを主宰し、副大統領は出席しない。

② 内閣の各メンバーは、その活動につき大統領にたいしてのみ個人的責任を負う。

第38条 副大統領は、大統領がその職務権限を行使するのを補佐する。

- ② 大統領の死去、辞職、弾劾または確定した行為無能力の場合、副大統領が大統領になる。
- ③ 副大統領のポストが空席となった場合、ロシア連邦大統領は議会にたいし副大統領候補者を提案するが、両院の投票の絶対多数によって同意されなければならない。
- ④ ロシア連邦の大統領と副大統領が同時に空席となった場合には、人民院の議長が大統領職につき、ついで連邦会議議長に大統領職が移行する。

第39条 ロシア連邦の任意の地域における権力行使の憲法秩序の違反および自然災害の場合、

ロシア連邦大統領は、議会の両院議長および当該連邦構成共和国の最高役職者の同意により、1ヶ月間の非常事態を導入する権利を有する。非常事態の延長は、ロシア連邦議会の両院の同意がある場合にこれを認める。

第5章 司法（裁判）権

第40条 ロシア連邦における司法権は、ロシア連邦の最高裁判所および最高仲裁裁判所、ならびに連邦構成主体の下級裁判所によってこれを行使する。

第41条 ロシア連邦最高裁判所は、国の最高裁判機関であり、一般管轄のすべての下級裁判所の活動に対する監督(надзор)を行う。

② ロシア連邦最高仲裁裁判所は、経済裁判機関であり、すべての下級の仲裁裁判所の活動に対する監督(надзор)を行う。

第42条 ロシア連邦の最高裁判所および最高仲裁裁判所の裁判官は、ロシア連邦大統領が連邦会議の同意を得てこれを任命する。これらの裁判官は、その職務に終身従事する。

② ロシア連邦の最高裁判所および最高仲裁裁判所の権限、ならびにその活動のその他の形態は、ロシア連邦の法律でこれを定める。

第43条 下級の一般管轄の裁判所および仲裁裁判所の裁判官は、10年の任期で連邦構成主体の執行権の長が当該連邦構成主体の立法議会の同意を得てこれを任命する。

② 下級の一般管轄の裁判所および仲裁裁判所の権限、およびその活動の手続上の形態は、連邦および当該の連邦構成主体の法律によってこれを定める。

第44条 司法権は、裁判所のみがこれを行使する。裁判所の活動に対するいかなる干渉も禁止され、法律にしたがって罰せられる。

② 裁判官は独立であり、憲法と法律にのみ従属する。

③ すべての裁判官の基本的任務は、憲法的適合性および市民の権利の擁護である。

第6章 憲法裁判所

第45条 憲法裁判所は、ロシア連邦における憲法的適法性の状態に対する一般監督を行う。

② ロシア連邦憲法裁判所は、連邦会議の同意を得てロシア連邦大統領が任命する13人の裁判官からこれを構成する。

第46条 ロシア連邦憲法裁判所の権限には、以下の紛争の審理が含まれる。

- 1) ロシア連邦議会の法律、ロシア連邦大統領令、およびその他の全国家的意義を有する規範的アクトの憲法適合性

- 2) ロシア連邦と構成主体のあいだの権限の区分
- 3) 共和国憲法、地方、州および管区の憲章のロシア連邦憲法の一般原則への適合性
- 4) ロシア連邦大統領および副大統領の選挙の適法性

第47条 ロシア連邦憲法裁判所の活動の手続形式は、ロシア連邦の法律によってこれを定める。

第7章 連邦

第48条 ロシア連邦の構成主体は、共和国、地方、州、自治管区である。

② ロシアの国家構造は、この憲法、ロシア連邦および構成主体のあいだの協定、連邦法（законодательство）によってこれを定める。

第49条 ロシア連邦の領域は単一であり、その構成主体の領土、内水および海域、空域を含む。

② ロシア連邦の構成主体は、その構成からの脱退の権利を有しない。

③ その領土の縮小を誘因するロシア連邦の国境の変更は、当該の構成主体およびロシア連邦議会の同意なしにはこれを行うことはできない。

④ ロシア連邦構成主体間の境界は、ロシア連邦議会の同意を得て構成主体間の条約に基づいて変更することができる。

⑤ ロシア連邦憲法を承認する国家は、その要請によりロシア連邦構成主体の多数の同意を得てロシア連邦の構成員となることができる。

第50条 ロシア連邦憲法によりロシア連邦の管轄に属さない国家権力の権限は、連邦構成主体の権限に帰属する。

② モスクワ市およびサンクトペテルブルグ市の法的地位は、連邦法によってこれを定める。

③ ロシア連邦の構成主体である自治管区は、直接にまたはその他の構成主体（共和国、地方、州）をとおして連邦の構成員となることができる。ロシア連邦の他の構成主体の構成に入る管区の法的地位の特殊性は、連邦法、管区と当該の共和国、地方、州のあいだの協定によってこれを定める。

第51条 ロシア連邦の管轄には以下の事項が含まれる。

- 1) ロシア連邦憲法および連邦法の制定および改正、それらの遵守に対する監督
- 2) ロシア連邦の領土の保全、連邦の新しい構成主体の承認、それらの境界の変更
- 3) 人と市民の基本的権利および自由の認証；ロシア連邦国籍（市民権）
- 4) 立法、執行および司法の連邦機関、それらの組織および活動の手続の制定（設置）、連邦国家的職務
- 5) ロシア連邦の外交政策および国際関係；戦争と平和の問題；ロシア連邦の対外経済関係；ロシア連邦構成主体の国際関係および対外経済関係の調整；ロシア連邦の国際条約の遂行
- 6) 連邦天然資源、連邦国有財産およびその管理

- 7) 単一市場の法的基盤の整備；金融、通貨（外貨）、信用、関税の規制；通貨発行、価格政策の原則；連邦銀行およびその他の連邦経済サービス；反独占政策
- 8) 連邦予算、連邦税および手数料
- 9) 連邦エネルギー系統、原子力エネルギー、連邦の運輸、交通路、情報および通信；宇宙における活動
- 10) 主権の擁護、防衛および国家安全保障；武器、弾薬、軍事技術およびその他の軍事物資の輸出入（売買）の手続の制定；核分裂物質、毒物、麻薬の生産およびそれらの使用手続
- 11) ロシア連邦の国境、排他的経済水域および大陸棚の地位および保護
- 12) 連邦裁判所制度；刑事、刑事訴訟および刑事矯正の立法；大赦および特赦；民事、民事訴訟および経済訴訟の立法；裁判所および法保護機関の職員養成の調整；弁護士制度；公証人制度
- 13) 気象庁、地質局；標準規格、度量衡、メートル法および時間の計算（標準時？）；測地および地図作製；公式統計および簿記
- 14) 大惨事、自然災害、伝染病の流行の対策の連邦プログラムの実現
- 15) ロシア連邦の国家勲章および名誉称号

第52条 ロシア連邦は、行政法、行政手続法、労働法、家族法、土地法、住宅法、水資源法、森林法、地下資源法、環境保護法の領域の法的規制の一般原則を定める。

- ② 本条の第1項に定める事項につき、ロシア連邦は、立法の基本原則を公布し、連邦構成主体の同意を得て、法典および法律を公布（制定）する。これらにしたがって、連邦構成主体は、独自の法的規制を行う。
- ③ 連邦の立法の基本原則が制定されるまでは、連邦構成主体は、そのすべてにわたって（全面的に）法的規制を行うことができる。
- ④ 法的規制の領域における連邦機関とロシア連邦構成主体の権限問題に関する紛争は、ロシア連邦憲法裁判所がこれを解決する。

第53条 ロシア連邦の構成主体の国家システムは、立法権、執行権および司法権の権力分立原理に基づく。

- ② ロシア連邦の構成主体の権力機関の形成および活動の手続は、構成主体が独立してこれを定める。

第54条 行政的地域的単位の地方自治機関のシステム、権限および活動手続は、連邦構成主体の法的アクトによってこれを定める。

第8章 ロシア連邦憲法の改正手続

第 5 5 条 ロシア連邦憲法の改正草案は、議会の両院において投票の 3 分の 2 が同意しなければならず、その後 7 日以内にロシア連邦大統領によって連邦構成主体の立法議会に送致される。憲法の改正は、連邦構成主体の立法議会の絶対多数の投票の 3 分の 2 が承認した場合に施行される（効力を有する）。

② ロシア連邦憲法改正案の承認手続は、3 年を超えて延長することはできない。この期間が経過した後は、ロシア連邦憲法改正案は拒否されたものとされる。

*編著者 : A.A.ミーシン、B.A.ニコノフ、IO.II.スクラートフ、C.C.シャターリン（編集責任）